

兵庫県立加古川医療センター院内保育所運営業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 趣旨

この要領は、兵庫県立加古川医療センター院内保育所運営業務委託事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに係る必要な手続き等について定める。

2 委託業務名

兵庫県立加古川医療センター院内保育所運営業務委託

3 保育施設の概要

(1) 所在地

兵庫県加古川市神野町神野203

(2) 施設の場所

兵庫県立加古川医療センター院内保育所

4 委託業務要求水準

別添仕様書のとおりとする。

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

但し、契約期間の終了の1か月前までに委託者側に異議がない場合は、同一条件で1年度毎に令和10年3月31日まで自動更新するものとする。

委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。

なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

6 参加資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績等のある者

日本国内に本社又は営業所等を有する法人であって、保育施設を5年以上継続して運営した実績がある又は、病院の院内保育所を5年以上継続して運営した実績があること（いずれも、業務委託契約による運営を含む。）

(2) 許認可等の取得者

本運営業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

(3) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者が次の①から⑩までのいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者

② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を、本プロポーザル募集公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において受けている者

③ 兵庫県暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない(できない)者

- ⑥ 認可外保育施設指導監督の指針（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）を遵守していない（できない）者
- ⑦ 本公告日から本公告に係る業務の委託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑨ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- ⑩ 国税及び県税を滞納している者

7 参加手続き

(1) 事務局

〒675-8555 兵庫県加古川市神野町神野203
兵庫県立加古川医療センター総務部総務課
電話：079-497-7000（代）、メールアドレス:Teiko_Sakurai@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和6年10月10日（木）から令和6年10月22日（火）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 配布場所

上記（1）に同じ

(3) プロポーザルへの参加

プロポーザルに参加しようとする場合は、別添様式による参加表明書及び企画提案書を提出しなければならない。

ア 参加表明書

① 提出方法

所定の参加表明書（様式第1号）により行うこととし、持参または郵送とする。

② 受付期間

令和6年10月18日（金）から令和6年10月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

郵送の場合は、令和6年10月25日（金）必着とする。

③ 提出場所 上記（1）に同じ

④ 提出部数 1部

イ 質問及び回答

① 質問方法

質問については、所定の質問書（様式第2号）により行うこととし、郵送または電子メールにより提出する。

② 受付期間

令和6年10月18日（金）から令和6年10月25日（金）の午後4時まで（土曜日及

び日曜日を除く。)

郵送の場合は、令和6年10月25日(金)必着とする。

③ 提出先

上記(1)に同じ

④ 回答方法

令和6年11月1日(金)から令和6年11月14日(木)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)の間に、閲覧方式により行う。なお、参加表明書を提出した者には、電子メールにより回答を送付する。

⑤ 回答閲覧場所

上記(1)に同じ

8 現地見学会の実施

院内保育所の現地確認・施設見学を希望する事業者を対象に、現地見学会を行う。

(1) 日 時

令和6年10月21日(月)から25日(金)の間

(2) 集合場所

兵庫県立加古川医療センター総務部総務課

(3) 参加人数

1事業者2名まで

(4) 申込受付期間

令和6年10月10日(木)から令和6年10月16日(水)まで

(5) 申込方法

申込受付期間中に事務局まで電話または電子メールにて申し込むこと。

(法人名・参加者氏名・当日連絡先・訪問希望日時)

(6) その他

- ① 本見学会への参加は任意であり、参加の有無が不利益になるものではない。
- ② 新型コロナウイルス感染症等の影響により、現地見学会の開催を中止する場合がある。
- ③ 訪問希望日時が重複した場合には、日時を調整することがある。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

募集要領に定める提出書類、様式等により行うこととし、持参または郵送とする。

(2) 受付期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月14日(木)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)

郵送の場合は、令和6年11月14日(木)必着とする。

(3) 提出場所

上記7(1)に同じ

(4) 提出書類及び提案項目

提出書類、様式等は次のとおりとし、別添「仕様書」に基づき、提案すること。

- ① 商業登記簿謄本又はそれに類する登記簿謄本(写し可)
- ② 県税にかかる納税証明書
- ③ 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- ④ 提案書表紙(様式第3号)
- ⑤ 法人等概要書(様式第4号)

団体の活動状況（沿革、業務内容、財政経営状況等）

- ⑥ 院内保育所等の運営（受託）実績（様式第5号）
- ⑦ 業務委託運営費見積書（様式自由）

ア 見積書

見積条件は、仕様書に示した条件とし、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、保育施設運営1回あたりの金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 見積算定根拠

- ⑧ 保育所運営受託に関する提案書（様式自由）
 - ア 運営方針（運営に当たっての基本的な考え方、目標、運営組織等）
 - イ 保育内容（1日の保育の流れ、1年間の行事計画等）
 - ウ 安全管理（事故・災害発生の防止策、発生時の対応等）
 - エ 健康管理、衛生管理（乳幼児の健康管理、食事管理）
 - オ 職員の配置等（職員の配置や勤務体制の計画、不測の事態の対応等）
 - カ 職員の研修、職員の健康管理の取り組み
 - キ 保護者との連絡・連携方法
 - ク 情報公開、個人情報の保護の取り組み
 - ケ 保育所運営に当たっての独自の自主事業や特色等の提案
 - コ クレーム対応の体制と取り組み
- ⑨ 職員の採用計画（様式自由）
 - 運営受託した場合の職員の採用計画（採用方法、採用基準、雇用形態等）
- ⑩ その他参考資料（必要に応じ）

(5) 提出部数

正本1部、但し、上記④～⑩については8部(正本1部、副本7部)提出すること。

(6) 記入要領

- ① 提出書類は、原則A4版・左綴じで作成すること。なお、構成図等の場合にはA3版でも構わない。
- ② 提案書に記載する文字は、日本語、文字の大きさ、書体は任意とする。
- ③ 文章を補完するためのイラスト、イメージ図は使用してよい。
- ④ 添付する資料はA4版に統一すること。

(7) 留意事項

- ① 提出書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- ② 提出書類の著作権は、参加者に帰属すること。
- ③ 提出書類は、非公開とする。
- ④ 提出書類は、返却しない。
- ⑤ 提出書類が、本要領及び別添の様式に適合しない場合は、企画提案を無効とすることがある。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出された企画提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- ⑦ 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。ただし、誤字・脱字等軽微な修正はこの限りではない。
- ⑧ 提出された書類は、複製を作成する場合がある。
- ⑨ 提出された書類のほか、審査に必要な書類・資料の提出を求める場合がある。

10 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) プレゼンテーション

企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてプレゼンテーションを求める。

- ① 予定日時 令和6年12月2日（月） なお、詳細は別途連絡する。
- ② 予定場所 兵庫県立加古川医療センター 2階講堂

(2) 選考方法

選考は、「兵庫県立加古川医療センター院内保育所運営業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(3) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を選定する。

(4) 選考結果の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(5) 当選後の取り扱い

当選者は、「兵庫県加古川医療センター院内保育所運営業務委託契約」の契約予定者となる。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 期限までに提案書を提出しなかった者
- ② 正当な理由なくプレゼンテーションの開始時刻に遅れた者
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした者

11 選定後の手続き

(1) 契約準備等

契約予定者は、選定結果通知後、直ちに病院が求める書類を提出するとともに、準備作業について、事務局と打ち合わせを行うこととする。

(2) 契約

- ① 契約内容は、仕様内容及び提案書に基づいて決定する。なお、仕様書については変更することがある。
- ② 契約担当者は、契約締結後において、業務受託者が提案事項について、失格事項又は虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。
- ③ 契約予定者は、当選後に6（3）に定める欠格要件に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。
- ④ 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の当選を取り消し、次点の者を当選者とする。

12 留意事項

(1) 募集内容に対する承諾

参加者は、応募書類の提出を持って本募集要領及び仕様書の記載内容、条件を承諾したものと見なす。

(2) 費用負担

本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。